衆議院財務金融委員会ニュース

平成 21.4.21　第 171 回国会第 19 号

4 月 21 日（火）、第 19 回の委員会が開かれました。

1　金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）
　資金決済に関する法律案（内閣提出第 50 号）
・与謝野財務・金融担当大臣、谷本内閣府副大臣、竹下財務副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
　（参考人）独立行政法人国民生活センター理事長　　中　名　生　隆君

（質疑者及び主な質疑内容）

関　　芳　弘君（自民）

・信用格付業者の利益相反を回避するために法案上どのような手当てがなされているのか。
・銀行以外の者が資金移動業者として為替取引を行うことを可能とすることで、どのような利便性の向上が期待できるのか。
・顧客の利便性の観点から指定紛争解決機関を一元化する必要があるのではないか。

大　畠　章　宏君（民主）

・現在の社会情勢の危機的状況を招いたことについての政治の責任及び今後の政治の使命について大臣の見解を伺いたい。
・金融分野に関する紛争解決機関の公平性・中立性はどのように確保されるのか。
・信用格付会社に信用格付業者としての登録を義務付ける必要性があるのではないか。

松　野　頼　久君（民主）

・政策投資銀行の完全民営化についての大臣の認識を伺いたい。
・財政再建についての政府の見解を伺いたい。
・国民生活センターにおけるＡＤＲの手続きの流れ及び申請についての公表の有無を伺いたい。

高　山　智　司君（民主）

・インターネットを利用した寄附について、法律上の取扱いや有効性はどのようになっているのか。
・家電量販店等のポイント・サービスは、資金決済法案の規制対象になっていないが、規制について検討するべきではないか。
・資金決済法案に規定される資金移動業者の登録要件をもっと明確にする必要があるのではないか。また、収納代行サービス等は規制の対象となるのか。

階　　猛君（民主）

・紛争原因となる取引をした金融機関の担当者が既に退職している場合等の紛争処理はどのように行われるのか。
・信用格付業者の独立性を判断する基準はどのようなものか。
・資金移動業者が履行前に破産した場合、履行保証金ではカバーされない部分の利用者保護はどうなるのか。

佐々木　憲　昭君（共産）

・収納代行サービスと代金引換サービスが、法規制の対象とならなかった理由は何か。また、今後の対応はどうするのか。
・補正予算で追加される歳出の財源は、どう手当てするのか。
・中期プログラム改訂に関する大臣発言は、財政再建のための消費税増税を意味するものではないか。

本委員会ニュースは、速報性を重視した概要版として事務局において作成しているものです。
質疑の正確かつ詳細な内容については会議録を御参照ください。